

令和6年度第4回三春町農業委員会議事録

- 1 令和6年7月16日（火）午後3時28分より三春町役場2階大会議室において令和6年度第4回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 13名
 - 1番 増子 弘子 2番 山口 陽一 3番 渡邊 重吉
 - 4番 大内 将 5番 加藤 不二夫 6番 影山 忠夫
 - 7番 内藤 保次 8番 門馬 稔治 9番 小林 孝
 - 10番 新田 俊男 11番 大津 早苗 12番 本田 儀勇
 - 13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員
なし
- 4 推進委員 12名
 - 1番 相川 義則 2番 平沢 善秀 3番 渡辺 恵智郎
 - 4番 佐久間 喜栄 5番 佐久間 正光 6番 山口 裕一
 - 7番 橋本 一三 8番 佐藤 義朗 10番 八木沼 孫一
 - 11番 菅野 栄章 12番 増子 義男 13番 遠藤 毅
- 4 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主事：志賀瑞樹
- 5 審議案件
議案第12号 現況確認証明申請について
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。
7番 内藤 保次 委員 8番 門馬 稔治 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。

会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第 1 2 号 現況確認証明申請について

議 長： 「議案第 1 2 号 現況確認証明申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、熊耳地内でんでんから北東へ 2 0 0 m のところ、熊耳地内蕎麦の駅三春門前から南へ 1 0 0 m のところ、小滝地内桜工房から北へ 1 5 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 8 番門馬委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 8 番 門 馬 稔 治 委員、現地調査報告

委 員： 7 月 5 日午前 1 0 時から、橋本推進委員、佐藤推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、法面地や約 2 m 程度の雑草、3 m 程度の雑木が生えていたり、いずれの農地もとても今後、農地として復元し農業を再開することは困難であると見受けられるところでした。そのため、いずれも非農地証明の対象とされます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議案第 1 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 1 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、北保育所から東へ 2 km のところです。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした8番門馬委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 8番 門馬稔治 委員、現地調査報告

委員： 7月5日午前10時40分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、長らく作付がされている様子は無いものの、今後は適正に耕作等を行い、適正に管理することから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、北保育所から南東へ100mのところでは。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした8番門馬委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 8番 門馬稔治 委員、現地調査報告

委員： 7月5日午前10時50分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、草刈りや作付等が行われ適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。
場所は山田地内三春自工から西へ 300 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 7 番内藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 7 番 内 藤 保 次 委員、現地調査報告

委 員： 7 月 10 日午後 1 時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側を宅地、東側を公衆用道路、西側、南側を農地に囲まれています。

周辺に耕作農地は無く、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第 4 回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和6年度第4回三春町農業委員会を午後3時40分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋本 正亀

7 番委員 内藤 保次

8 番委員 門馬 稔治

10 その他

事務局長： 議事が終了いたしましたので、その他の件に入ります。

はじめに、次回の農業委員会の日程を次長より説明させます。

(1) 次回農業委員会委員会日程

次長： 次回農業委員会は、8月19日（月）午後3時30分から農業委員を対象として、ここ大会議室にて開催したいと思います。

事務局長： よろしいでしょうか。何もないようでしたら、次回は、お盆明け8月19日（月）午後3時30分から、農業委員を対象に、ここ大会議室で行います。

(2) 三春秋まつりの農業委員会出展について

事務局長： 続いて、今年の三春秋まつりについて事務局より説明申し上げます。

事務局 去年と同様に行う旨説明。

6 閉会

事務局長： 以上で本日の農業委員会を閉会いたします。お世話になりました。